

**事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム
(事業所台帳管理システムを含む。)に係る共通化推進方針**

令和7年6月2日決定
厚生労働省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む。）」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む。）

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 現状

(ア) 業務の実態（業務フロー等）

事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む。）（以下「新システム」という。）においては、以下3つの業務が共通化の対象となる。

- ① 障害福祉サービス事業所等（障害児サービス含む。）（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）の事業所台帳情報の管理
- ② 障害福祉サービス事業者等における業務管理体制に係るデータの管理
- ③ 障害福祉サービス事業所等の指定及び報酬請求（加算届出を含む。）（以下「報酬請求」という。）に関連する申請・届出の受付及び承認

新システムにおいて対象となる業務の実態を以下に示す。

- ① 障害福祉サービス事業所等の事業所台帳情報の管理
 - ・ 事業所台帳情報は、障害福祉サービス事業所等の指定権限等を持つ自治体（以下、「指定権者」という。）が保有する事業所台帳管理システム（一部の自治体では電子ファイル）にて管理されており、情報が指定権者ごとに独自に保有するシステムにて分散して管理されている。

- ・ 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所（以下「相談支援事業所」という。）の指定は管内の市区町村にて行っており、その情報の管理は市区町村で行っているが、別途、市区町村からの情報提供を受けて都道府県にて事業所台帳管理システムに手入力を行っている。但し、その件数は多くはないため大きな負担にはなっていない。
 - ・ 各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が障害福祉サービス事業所等からの請求時に審査・支払業務で事業所台帳情報を参照する必要がある。しかし、指定権者ごとに独自システムにて分散して情報が管理されているため、各都道府県が管内の指定権者の事業所台帳情報を取りまとめる作業（データの統合作業や手入力による作業など）と、取りまとめた情報を国保連に送信する作業、更には送信時にエラーが発生した場合の国保連からの指摘事項の管内の指定権者への連絡、エラー修正後に再度、送られてきた情報を取りまとめて国保連へ再送信する作業などを毎月実施している。
 - ・ 市区町村の地域生活支援事業も相談支援事業所の場合と同様に指定は管内のすべての市区町村にて行っているが、都道府県への連携は国保連に審査支払事務を委託している場合のみ行われており、その場合は都道府県が取りまとめて上記と同じタイミングで国保連に送付している。
 - ・ 国保連での一次審査の結果を受けて各市区町村で二次審査を実施しているが、事業所台帳の情報が指定権者以外の市区町村にはないため、必要に応じて都道府県が情報提供を行っている。
- ② 障害福祉サービス事業者等における業務管理体制に係るデータの管理
- ・ 障害福祉サービス事業者等に対し、「業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書」の提出が義務付けられている¹。多くは紙による提出であり、届出書を受領した自治体の職員は事業所台帳管理システムとは別に存在する【障害福祉】業務管理体制で

¹ 届出先は、事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者は厚生労働省本省（社会・援護局障害保健福祉部企画課）、特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であってすべての事業所が同一市町村内に所在する事業者は市町村、すべての事業所等が同一指定都市内に所在する事業者は指定都市（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については、児童相談所設置市を含む。）、すべて事業者等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。）が同一中核市内に所在する事業者は中核市、上記以外は都道府県となる。

ータ管理システムに手入力を行っている。

- ③ 障害福祉サービス事業所等の指定及び報酬請求に関連する申請・届出の受付及び承認
- ・ 事業所台帳情報は指定権者が実施する指定及び報酬請求に関連する申請・届出の結果を受けて情報の登録、更新、変更が行われるが、申請方法は各自治体が独自に定めている。現状では、ほとんどが紙による申請であり、障害福祉サービス事業所等が記載した申請書類の内容を、指定権者が事業所台帳管理システム（一部の自治体では電子ファイル）に手入力で登録を行っている。
 - ・ 指定及び報酬請求に関連する申請・届出の手続の手順や用いられる各種様式及び添付書類等は、指定権者ごとに独自に定められたものとなっている。

このように、現状の業務フローでは指定権者及び障害福祉サービス事業所等で以下の作業負荷が発生している。

- ・ 指定権者に提出される書類の情報は複数のシステムに別々に手入力を実施しており、同じ情報を何度も入力
- ・ 障害福祉サービス事業所等が申請のために書類作成や郵送、指定権者の訪問などを実施
- ・ 指定及び報酬請求に関連する申請・届出の手続の手順や用いられる各種様式及び添付書類等が指定権者ごとに異なるため、事業者は指定権者ごとに申請の手続へ向けた個別の対応が必要
- ・ 国保連による審査支払業務のために都道府県で管内の指定権者の事業所台帳情報を手作業で統合
- ・ 管内の市区町村の要望に応じて、二次審査で必要となる事業所台帳情報について都道府県が作成して送付

また、上記の業務においては、多くの手作業が発生することからミスが生じやすく、このようなミスに起因する問題には以下が考えられる。

- ・ 指定権者への障害福祉サービス事業所等からの問い合わせが増えて作業負荷が増大
- ・ 障害福祉サービス事業所等への正しい支払いができない

現状の業務フローを図1に示す。

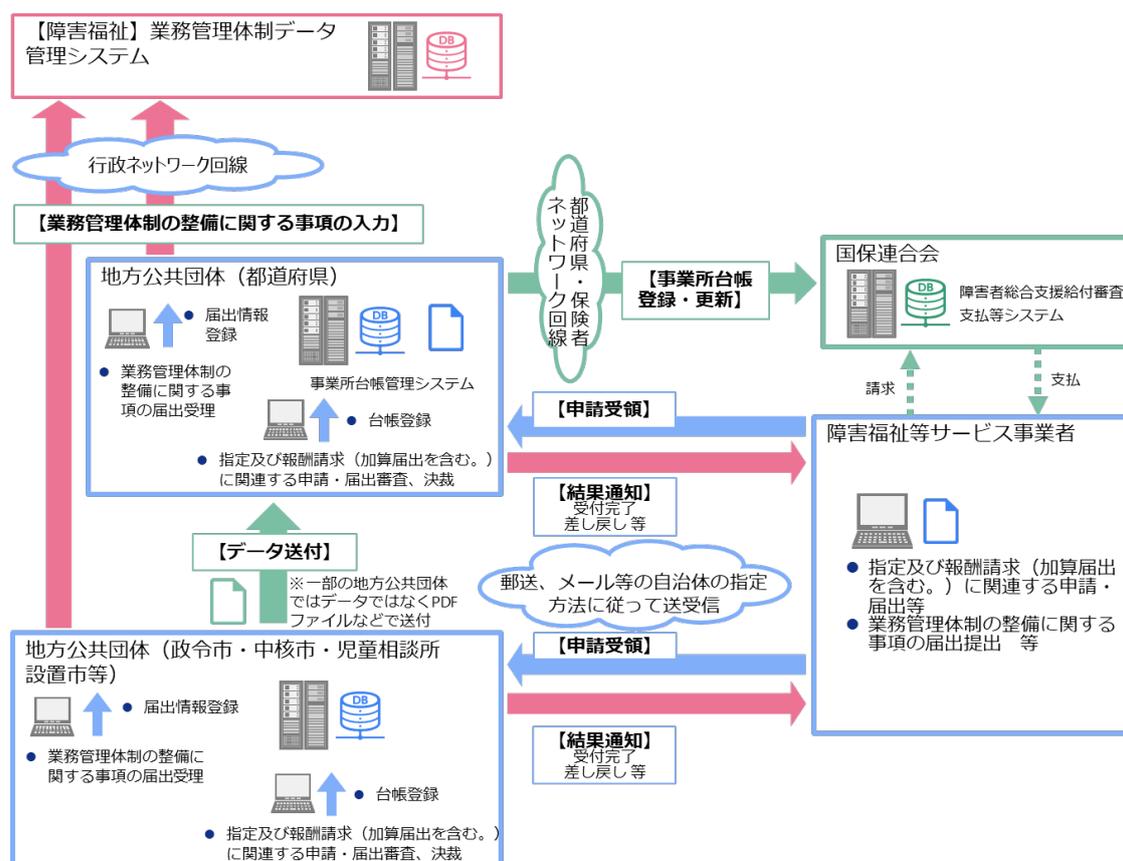


図1 新システムの対象となる業務の現状

(イ) システムの導入状況

①事業所台帳管理システム

過年度調査において、都道府県及び政令市・中核市計129自治体に対するアンケート調査が実施された（回答率89.9%）。当該調査において、障害福祉サービス、障害児支援共に約95%の自治体で大手事業所台帳管理システムベンダー二社のシステムが導入されており、残りの自治体ではそれ以外の数社のシステムが導入されていることが明らかとなっている。

②業務管理体制データ管理システム

厚生労働省が全国共通システムとして導入しており、都道府県・市区町村はL G W A N接続を使用してアクセスしている。

③障害者総合支援給付審査支払等システム

国保連が都道府県、市区町村から委託を受け、障害者総合支援法における介護給付費・訓練等給付費等や児童福祉法における障害児通所給付費等の審査及び支払に関する事務処理を行うためのシステムで、国保連及び委託を受けている全ての都道府県、市区町村とその管内の障害福祉サービス等事業所が利用している。

イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）

本基本方針の「共通化パターンA」の方式で共通化を進めていく。共通化は、標準化等の取組による機能面のカスタマイズの抑制やデータの標準化を進めることを前提に、厚生労働省が主導して地方公共団体の意見を聴きながら作成する仕様書に沿ったシステムを原則ガバメントクラウドに構築し、ソフトウェアサービスとして提供する。地方公共団体はシステムを所有するのではなく、当該システムを、利用料を支払うことで利用する形で進める。新システムの導入により、ア.において記載した現状は以下のように変化することが想定される。

- ① 指定権者において事業所台帳情報を一元的に管理可能となる
 - ・ 指定権者において事業所台帳情報を一元的に管理することで、都道府県での毎月の台帳情報の集約作業がなくなり、業務負担の軽減が期待される。
 - ・ 併せて国保連へのデータ連携も円滑になることが期待される。
 - ・ 上記が実現することにより、指定権者が地域生活支援事業を国保連に委託している場合について、同様の効果が期待できる。
- ② 障害福祉サービス事業者等が電子的に業務管理体制の届出を行い、既存情報を利活用することが可能となる
 - ・ 指定権者では事業所台帳管理システムで管理されている共通情報の入力負担軽減が期待される。
 - ・ 届出書の電子的な登録を実現することにより、指定権者及び障害福祉サービス事業者等の事務手続の負担軽減が実現できることが想定される。
- ③ 指定申請等を電子的に完結することが可能となる
 - ・ 電子的に共通の様式にて申請業務を完結可能となることで、指定権者及び障害福祉サービス事業所・事業者等の事務手続の負担軽減が期待される。
 - ・ さらに、事業所台帳管理システムと連携可能とすることで、指定権者での台帳入力の業務負担軽減が想定される。

共通化後のシステムイメージは図2に示す通り。

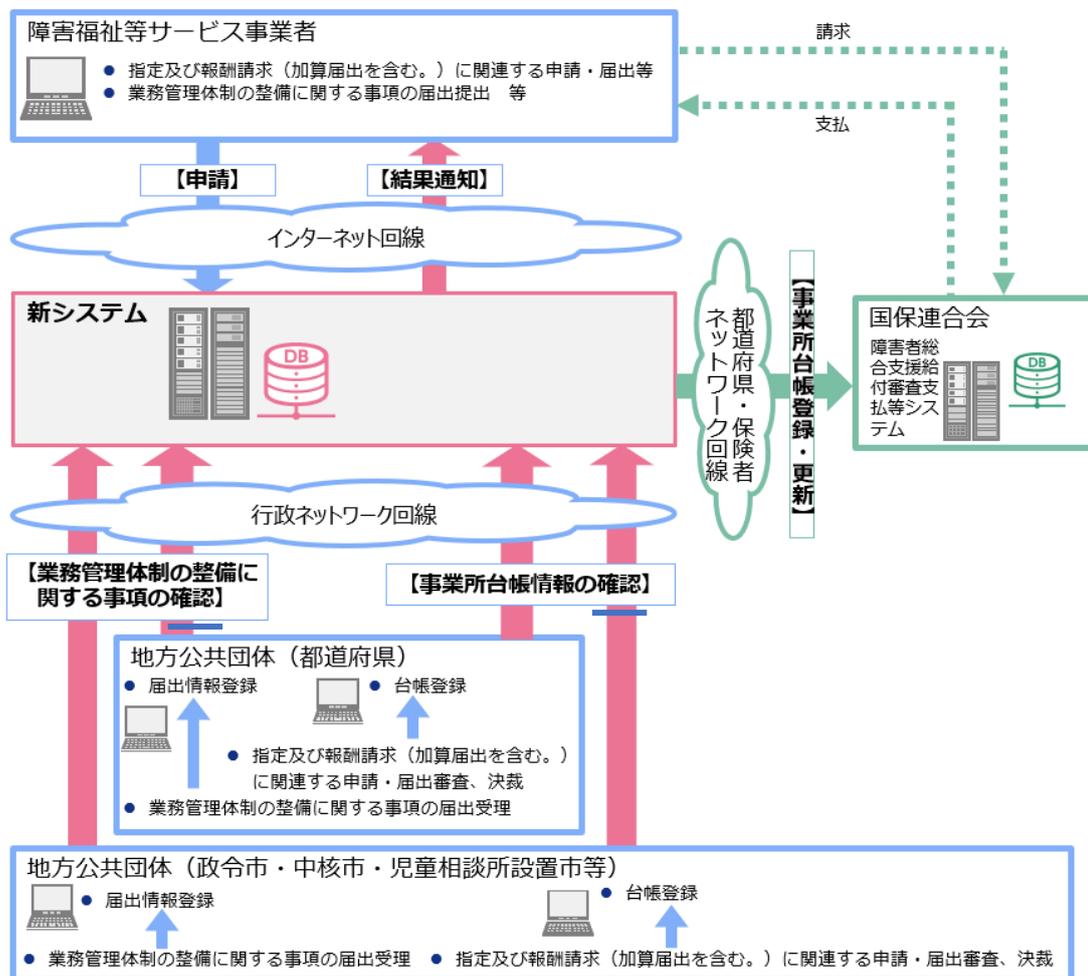


図2 共通化後のシステムイメージ

(2) 共通化の効果

ア. 共通化後の効果の大きさ

共通化後の効果の大きさについて、現時点では図3のとおりと見込んでいます。算出に当たっての各負担・費用の考え方は、次節以降に示す。

なお、新システムの関連費用については、現段階ではシステム要件が未確定のため、算出ができない。令和7年度に実態調査及び要件定義を実施予定のため、その際に改めて算出する。今後のスケジュールについては、3(2)を参照すること。

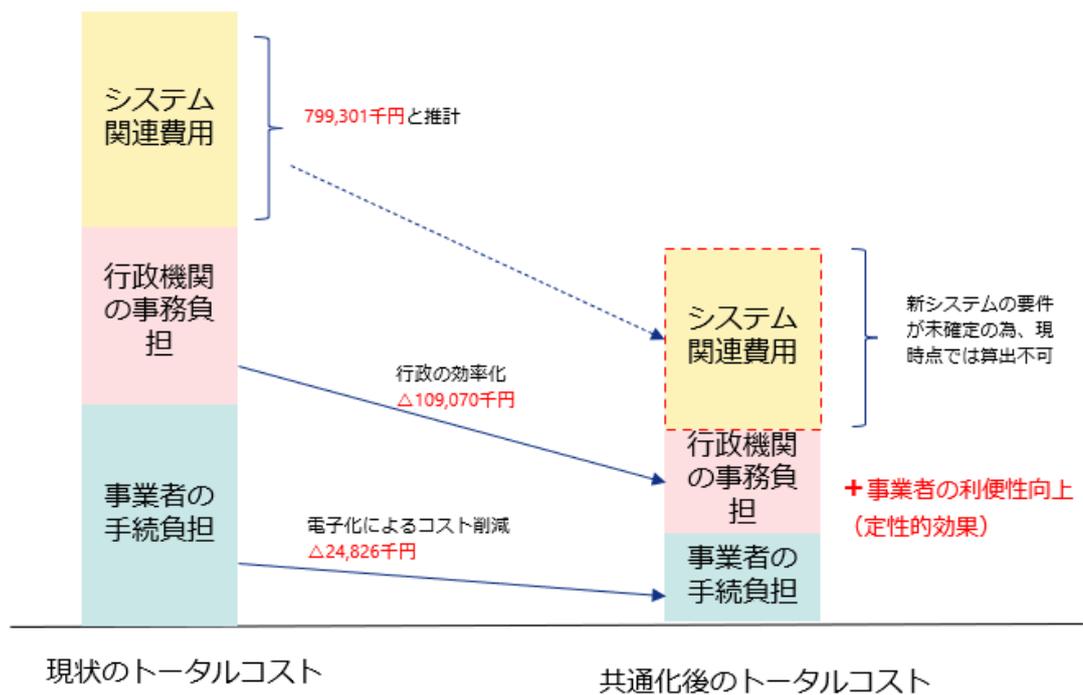


図3 現状と共通化後のトータルコストの比較

(ア) 事業者・自治体の手続・事務負担軽減効果

以下の a~c について、現状発生している手続・事務負担と、それを共通化することによる効果を示す。

a. 申請・更新・届出時の事業者側の手続負担

障害福祉サービス事業所等・障害福祉サービス事業者等が行う指定申請・更新及び業務管理体制届出については、現状では紙の書類を郵送の形式で提出を求める自治体も多い。新システムに電子申請機能を搭載することにより、これらの事業者側の郵送費用を削減することが出来ると考える。

また、現状では指定申請・業務管理体制届出は、求められる記載内容が共通している項目が多いにもかかわらず、それぞれ書類を作成し、別個に提出する必要があった。この手続を共通化することにより、事業者側の利便性向上にも繋がると考える。

b. 受領時の行政機関側の事務負担

現状では申請・届出を受領した後、その内容を行政機関の職員がシステムへ入力する事務負担が発生している。新システムで電子申請機能を搭載し、申請内容をシステムへ自動で連携させることでこれらの事務負担を軽減することが出来ると考える。

c. **関係機関への送付・台帳の管理**

現状では、各都道府県の国保連が事業者からの請求時に審査・支払業務で事業所台帳情報を参照する必要があるが、指定権者ごとに独自システムにて分散して管理されているため、各都道府県が管内の指定権者の事業所台帳情報を取りまとめる作業（データの統合作業や手入力による作業など）と、取りまとめた情報を国保連に送信する作業（送信時にエラーが発生した場合の対応作業なども含む）を毎月実施している。共通化を行うことで、これらの事務作業を軽減することが出来ると考える。

以上の共通化効果が期待できる。また、定量的な効果として、以下図4のように、手続・主体ごとに整理した。費用額については、自治体・ベンダへのヒアリングから得た情報を基に、以下のような考え方に基づき算出した。

事務・手続の発生件数×1件当たりの作業時間×平均単価×自治体数

図4に記載のある事業者の手続負担の合計 24,826 千円と行政機関の業務負担の合計 109,070 千円について、共通化により削減可能と考える。また、電子申請により、指定申請・業務管理体制届出の共通入力項目がなくなり、手続が一元化される等、事業者側の利便性が向上されるという効果も生まれると考える。

事業者の手続負担
合計24,826千円

行政機関の業務負担
合計109,070千円

手続	主体	事業者	政令市・中核市・児童相談所設置市等	都道府県	国
指定申請・報酬請求	a.申請・更新	郵送代 約23,246千円/年 ⇒申請の電子化によるコスト削減、事業者の利便性向上	-	-	-
	b.受領・システムへの入力	-	システムへの入力作業 約9,852千円/年 ⇒電子化による自動連携で削減可	システムへの入力作業 約29,532千円/年 ⇒電子化による自動連携で削減可	-
	c.関係機関への送付・台帳の管理	-	データ不整合・エラー解消作業 約14,312千円/年 ⇒システム共通化により削減可	データ不整合・エラー解消作業 約42,698千円/年 ⇒システム共通化により削減可	-
業務管理体制届出	a.届出	郵送代 約1,580千円/年 ⇒申請の電子化によるコスト削減、事業者の利便性向上	-	-	-
	b受領・システムへ入力	-	システムへの入力作業 約12,676千円/年 ⇒システム共通化により削減可		

図4 事業者・自治体の手続・事務負担軽減効果、事業者側の利便性向上

(イ) システム共通化による削減効果

以下のa～cで現状発生している現行システム（事業所台帳管理システム・業務管理体制データ管理システム）の費用推計について示す。事業所管理台帳システムでは、都道府県で計47システム、政令市・中核市で計61システムを導入している。また、業務管理体制データ管理システムは厚生労働省が1システムを導入している。

費用の推計は、自治体やベンダへのヒアリング等で得た金額を基に算出した。業務管理体制データ管理システムは厚労省が保持している金額を基に算出した。

a. 初期導入費用

事業所台帳については、都道府県47システム合算の初期費用は約132,540千円であり、政令中核市等61システム合算は約172,020千円と推計した。

また、業務管理体制データ管理システムの初期費用は25,702千

円であった。各行政機関それぞれが開発するよりも、共通化部分を一本化できるため、開発費は削減が可能と考える。

b. 年間運用・保守費用

事業所台帳については、都道府県（合算）の年間運用・保守費用は約 47,470 千円/年であり、政令中核市等（合算）は約 50,020 千円/年と推計した。また、業務管理体制データ管理システムの年間運用・保守費用は約 3,509 千円/年であった。新システムとして一元管理することで、これらの運用コストを圧縮できる。また、システム監視、セキュリティ対応、障害対応等も一元化されるため、人件費や維持費も削減可能と考える。

c. 報酬改定時の改修費用（事業所台帳のみ）

都道府県（合算）の報酬改定時の改修費用は 1 回あたり約 185,650 千円/回であり、政令中核市等（合算）は約 182,390 千円/回と推計した。共通化でシステムが一本化されることで、法改正対応や機能追加が新システムで改修されるため、自治体の個別対応が不要なり、改修費用も削減できると考える。

以上の費用をまとめると、以下図 5 のようになる。これらの現行費用の合計は 799,301 千円である。新システム費用は要件が未確定のため、現時点では算出できないが、システム共通化により一定程度現行費用から圧縮できると考える。

現行システムの費用合計 799,301千円

費用の種類	費用	現行システムの費用合計 799,301千円		
		都道府県(47自治体合算)	政令中核市等(61自治体合算)	国
①事業所台帳管理システム	a.初期導入費用	約132,540千円	約172,020千円	-
	b.年間運用・保守費用	約47,470千円/年	約50,020千円/年	-
	c.報酬改定時の改修費用	約185,650千円/回	約182,390千円/回	-
②業務管理体制データ管理システム	a.初期導入費用	-	-	約25,702千円
	b.年間運用・保守費用	-	-	約3,509千円/年

図5 現行システムの合計と費用内訳

イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ

(ア) 現行システムからの移行コスト

現行の事業者台帳管理システムの契約は5年リースかつ年度更新のものが多く、契約途中で移行した場合、解約料等のコストが発生する可能性がある。しかし、段階移行を採用し、リース契約終了のタイミングで移行をしていくことで、現行業務への負荷・影響等のコストを最小限に抑えながら移行できると考える。

以下、図6のように、現行システムのリース契約が切れる年度で自治体をグループ分類し、順次移行を実施する方式とすれば、自治体側の移行コストを最小限に抑えた上で移行を実施することができると考える。

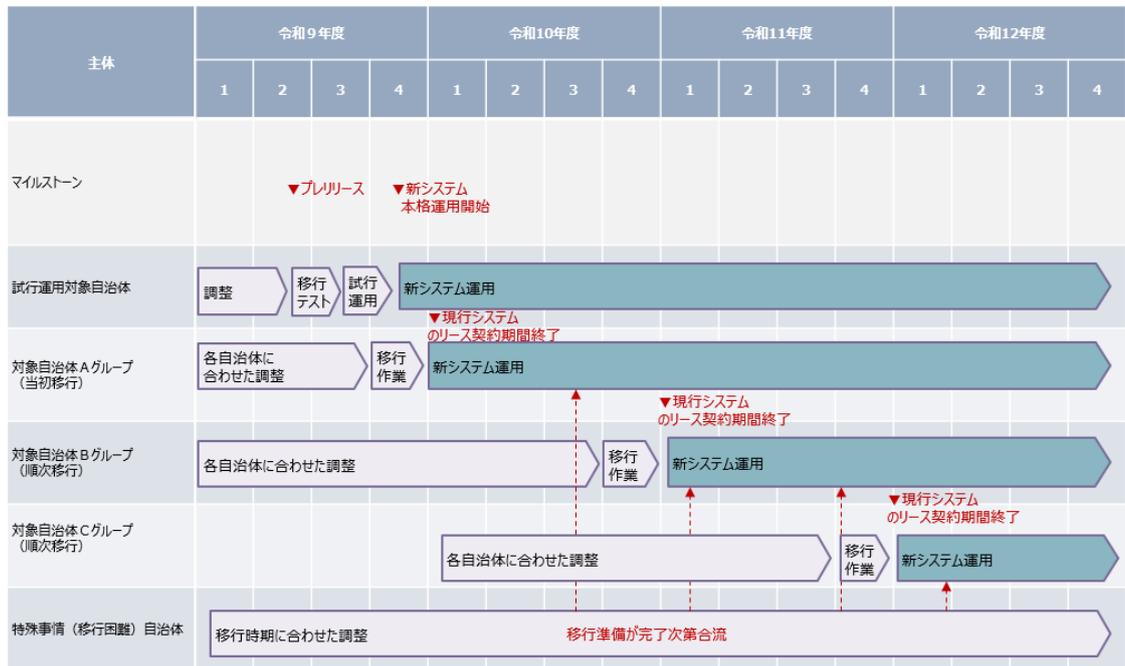


図6 段階移行スケジュール案

(イ) 業務面での自治体側の負担

実現可能性調査の中で、自治体ヒアリングを行った結果、以下のような事務負担が発生する可能性が考えられる。

- ・ 事業所の申請方式が変わるため、周知と問合せへの対応が課題になる。
- ・ 現在は書類の受領や審査は出先機関も含めて行っている。共通化されて電子申請方式になった場合、複数部署でシステムを確認できれば業務上負担になる。
- ・ 独自の方法で業務を行っている自治体は、新システムで業務が標準化されることにより、負担が発生する可能性がある。

以上のような自治体側の事務負担については、今後、新システムの要件に盛り込むことで解消できるか検討するとともに、実態調査を通じて対応策を検討していく。

(ウ) データの標準化

指定及び報酬請求に関連する申請・届出について、独自の様式を使用している自治体が多い。今後標準様式等の仕様が基本原則化されるものの、これまで自治体独自で記載を求めてきた項目については、調整コストとなると考える。

ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化

(ア) 国民の利便性の向上

1. 指定・加算の申請及び業務管理体制届出の方式がデジタル化されることにより、障害福祉サービス事業所等・障害福祉サービス事業者等が従来実施していた紙による各種申請・届出等の手続が効率化される。
2. 事業者側の限られた人的リソースの活用が最適化されるとともに、今後サービス需要の増加が予測される環境下においても、障害福祉サービス提供体制の充実及びサービスの質の向上を両立することが可能となる。

(イ) 行政の効率化

1. 電子申請・届出機能、事業所台帳管理機能、業務管理体制データ管理機能等が共通化された新システムが構築されることで、国・都道府県・政令市等が業務ごとにシステムを管理するよりも、改修費用や運用費用等を抑えることができ、トータルコストを最小化できる。
2. これまで各自治体が分散して管理してきた事業所台帳データの管理が一元化されることで、データの同期や連携エラーが解消され、行政職員の事務負担の軽減の効果がある。その結果、行政職員の利用者と向き合う時間や、障害福祉分野における政策立案や企画業務に専念する時間を生み出すことが可能となり、障害福祉サービス等の向上にも寄与する。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

ア. 業務・データの標準化

新システムに移行することにより、これまでの自治体の業務や運用方法に変更が生じる可能性があるため、自治体側の負担にならないように慎重な検討が必要である。

また、これまで標準様式の項目に加えて、各自治体が独自で記載を求めてきた項目については、現行システムで個別にカスタマイズされている場合があり、新システムの機能にどのように反映させていくかについても検討が求められる。

以上の課題については、今後、実態調査を通じて詳細な把握を行い、対応策の検討をしていく予定である。

イ. 新システムのデータ連携・運用方法

事業所台帳の情報について、現行は都道府県が台帳を取りまとめているが、新システムにおいては都道府県・政令市等・国保連とのデータ連携方法・運用をどうするか検討が必要である。また、連携の際のエラーチェックの仕様についても今後要件を検討していく。

加えて、一般市区町村が指定権者である特定相談支援・障害児相談支援・地域生活支援の台帳情報の連携についても、新システムの共通化の範囲に含めるかどうか、今後検討を行っていく。

ウ. 新システムの費用負担

新システムの構築に伴い、利用自治体からの利用料の徴収方法については、適切な運用が図られるよう、今後検討が必要である。

エ. 自治体側の業務移行

共通化を進めることにより、現行の窓口業務の方法からシステムを利用した業務へ移行を行っていくことになるため、事業所や自治体が適切に新システムを利用した業務へ移行できるかが課題となる。

この課題に対しては、以下のような対応方策を行うことで、円滑な移行を推進していく。

対応方策	実施内容概要
少数自治体・事業所によるプレ運用	新規構築するシステムであることから、一斉に全国の自治体にて実施することのリスクを回避するために、自治体・事業所に先行利用(プレ運用)を実施する。
段階移行	自治体によって移行の準備期間・リース期間に差があることを踏まえて、リース残期間に基づきグルーピングを行い、段階移行を実施する。
相談会・説明会による自治体支援の体制	自治体の業務移行に当たっては、以下のような観点で業務の見直し等が発生することになる。各自治体が新たな業務に変更していくための個別相談会や説明会を実施して自治体の検討を支援する体制を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> システムを利用するためのネットワーク環境・端末環境の準備や確認方法等 業務運用手順の見直し、委任関係の整理、事業所への周知等
業務及びシステムの両面のヘルプデスクの体制	全国の事業所が申請・届出を実施することになるため、問い合わせ対応のためにヘルプデスクを構築する。

図7 課題への対応方策

オ. 自治体からの要望について

令和6年度共通化の対象候補案に対し、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局において、令和6年9月から10月にかけて意見照会を実施した。その際の本候補案に対する以下の5件の意見（図8）については、令和7年度の実態調査及び要件定義を実施する中で対応の可否を含め検討する予定である。

自治体への意見照会で挙げた意見	
1	障害福祉サービス提供事業所の指定申請に係るシステムの共通化にあたっては、地域生活支援事業所の申請・登録を行う事業者や市町村の利便性を考慮するなど制度全体を視野に入れたシステム構築を行うとともに、災害時の連絡先としての活用も検討すること。
2	介護保険サービス事業者についても同様の事務があり、電子申請届出システムがすでに運用開始されている。介護保険サービス事業者の事業者台帳部分についても同様の共通化の取組みを進めてほしい。本市の介護サービス事業者の事業者台帳システムには、電子申請に対応して、独自に届出内容の詳細（加算の届出部分）についても電子ファイルで受領して事業者台帳システムに読み込む機能を開発しているので、機能低下をきたすことのないよう検討いただきたい。
3	事業所台帳管理システムは、⑨で構築するシステムにデータを連携することで効率的・効果的な共通基盤としてのシステムになります。⑨と⑩がそれぞれで管理台帳を整備・構築、データ保有するシステムとならないように整理していただきたい。また、障がい福祉施設管理台帳システムとしてだけでなく、こども関係施設や高齢者福祉施設の管理台帳システムとしての展開も見据えた共通化システムの構築に繋がることを期待しています。
4	毎月半ばに行われるエラーチェックで、国保連のシステムから抽出されるデータは個人単位だが、県で確認する際は個人単位のデータは不要で、事業所ごとにエラー内容がわかれば足りるため、事業所ごとにエラー内容が表示される仕様を希望します。
5	障害福祉サービス事業者等に係る電子申請・届出システム（審査機能を含む）、事業所台帳管理システム、業務管理体制データ管理システムについて一体的に共通化・整備を行い、統合的なシステムにより一元管理を可能にさせていただきようをお願いいたします。また、サービス管理責任者及び行政処分等による欠格事項の該当者を共通データベース化し、申

	<p>請・届出時に事業者からの研修の修了証などの書類提出を最小限にする とともに、不適切な配置が行われていないか指定権者がデータベースから 確認できる機能を付加していただければと思います。</p>
--	--

図8 自治体からの意見

(2) スケジュール

以下の通り、2025年度(令和7年度)から2026年度(令和8年度)にかけて、要件定義・調達を実施する。その後、2026年度(令和8年度)第2四半期から構築を開始し、2027年度(令和9年度)第4四半期に運用開始を想定している。

取組内容の見出し	工程表																																担当府省庁				
	2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度				2030年度				2031年度								
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4					
実現可能性調査																																					厚生労働省
実態調査・ヒアリング																																					厚生労働省
業務・システム方針案検討																																					厚生労働省
調達仕様書・要件定義書(案)の作成																																					厚生労働省
意見招請準備																																					厚生労働省
意見招請																																					厚生労働省
調達仕様書の修正・本調達準備																																					厚生労働省
本調達																																					厚生労働省
工程管理																																					厚生労働省
システム構築																																					厚生労働省
要件確認																																					厚生労働省
設計																																					厚生労働省
開発・テスト																																					厚生労働省
新システム運用																																					厚生労働省

図9 本案件におけるスケジュール